

継 続

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 分類コード | X-1-1-1-04        |
| 保存期間  | 5年(平成34年12月31日まで) |

秋本交企第244号 交制第128号  
運 第1191号  
平成29年9月29日

関 係 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」等を踏まえた高齢運転者による交通事故防止対策の更なる推進について（通達）

超高齢社会が到来した我が国において、高齢運転者による交通事故防止対策は喫緊の課題であり、平成28年11月15日に開催された「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における内閣総理大臣からの指示を踏まえ、警察庁では、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」を開催した結果、本年6月30日、「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」（以下「提言」という。）が提出された。また、同日、中央交通安全対策会議交通対策本部の「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」において、「年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を、平成32年までに200人以下とすることを目指し、それに向けて、まずは平成29年に250人以下とすることを旨とする」という数値目標が掲げられている。

今後、提言等を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止に向けて取り組むに当たって推進すべき事項等は下記のとおりであるので、全国一高齢化率の高い当県にあっては県警察の最重点課題と捉え、関係各所属においては、その着実な推進に努められたい。

記

## 1 基本的な考え方

### (1) 交通事故分析に基づく効果的な対策の必要性

高齢運転者による交通事故防止対策を効果的に行うためには、緻密な交通事故分析により、高齢運転者に係る交通事故の特徴や要因を浮き彫りにし、その実態を的確に把握する必要がある。

### (2) 高齢運転者の特性等に応じたきめ細かな対策の必要性

高齢運転者の加齢に伴う身体機能の低下及び運転能力には個人差があることを踏まえ、それぞれの高齢運転者の特性等に応じたきめ細かな対策を推進していく必要がある。

(3) 関係機関・団体等が連携した総合的な対策の必要性

高齢運転者による悲惨な交通事故を根絶するためには、警察と関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら、様々な施策を戦略的かつ有機的に組み合わせることで総合的に取り組んでいくという視点が重要である。

2 改正道路交通法の確実な施行

(1) 協力医師の確保に向けた取組の推進

平成29年7月末現在、当県において、認知症に係る診断に関し診断への協力を得た医療機関は26か所であるが、協力医療機関の数には、一部地域的な偏りがみられるなどの課題もあることから、引き続き、診断を行う協力医療機関の確保に向けた取組を推進すること。

(2) 県医師会等関係団体との連携強化

運転免許センターの連絡担当者等による県医師会等関係団体との情報交換、質問・要望への対応等により更に連携を強化し、認知症の診断に係る訴訟リスクに関することを含め、医師が抱える様々な不安の払拭に努めること。

3 認知症を始めとする運転リスクとそれへの対応

(1) 認知症のおそれがある者への早期診断・早期対応

運転免許センターの運転適性相談窓口と県及び市町村の認知症施策担当部署や地域包括支援センター等の相談窓口との連携を更に強化し、認知機能検査で認知症のおそれがある（第1分類）と判定された者を早期診断・早期対応につなぐとともに、運転免許証の自主返納を検討している高齢運転者及びその家族等を適切に支援するための取組を推進すること。

(2) 視野障害に伴う運転リスクに関する広報啓発活動の推進

視野障害を伴う多くの眼科疾患が加齢により増加すること、視野障害は自覚しないまま進行することが多いこと、視野障害によって信号を認識できなくなること等により交通事故を起こすリスクがあること等について、県眼科医会等関係団体と連携しながら広報啓発活動を推進し、運転適性相談を始めとする様々な機会を活用して高齢運転者に注意喚起すること。

(3) 加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等の推進

運転を継続する高齢者に対しては、高齢者講習を委託している自動車教習所と連携し、ドライブレコーダーを活用した個人指導を検討するなど、関係機関・団体等による交通安全教育が継続的に行われるように積極的な支援に努めること。

高齢運転者標識については、70歳以上の運転者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに表示することが努力義務として課されていることから、これを表示している自動車への幅寄せ及び前方への割込みが禁止されていることの周知を含め、関係機関・団体等と連携しながら広報啓発活動を推進し、その普及・定着を図ること。

4 運転免許証の自主返納等

(1) 自主返納の促進に向けた広報啓発活動の強化等

運転免許証の自主返納については、これまで、あくまでも運転者の自主性を尊重するものとして、運転免許証を返納しやすい環境の整備を推進してきたところであるが、

加齢等で自ら運転に不安を抱いている者や客観的に運転リスクが高まっていると認められる者等に対しては、移動手段の確保を始め、その生活を支えるための各種施策の充実に配慮しつつ、自主返納を促すことも重要である。高齢者に対する支援施策がより一層充実したものとなるよう自治体及び関係機関・団体等に働き掛けるとともに、運転免許センター及び警察署における自主返納に係る実態を踏まえ、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発活動を強化するなど、自主返納の促進に向けた取組を推進すること。

## (2) 運転適性相談の充実・強化

運転適性相談窓口については、これまで、主として、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者が安全に運転できるか個別に判断するために、運転者及びその家族等からの相談に対応してきたところである。今後は、従来の役割に加え、高齢運転者の交通事故防止対策という観点から、高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示を行うなど、それぞれの高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策を講じること。加えて、地域包括支援センター等の医療・介護・福祉を始めとする関係機関・団体等と緊密に連携しながら、高齢運転者本人が納得した上で自主返納できるよう、運転適性相談を受ける機会の拡大を図るとともに、運転免許センターの運転適性相談窓口配置された医療系専門職員の専門知識をいかしてきめ細かな助言・指導を行うなど、運転適性相談の充実・強化を図ること。また、自主返納者、運転免許を取り消された者等からの要望に応じ、生活に関する支援等について相談できるようにするため、県及び市町村の福祉部局との連携を強化し、必要な情報の共有を図ること。

## (3) 運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境の整備

今後も、自主返納及び運転免許の取消し等の処分により、運転することができない者の増加が見込まれるところである。これまで、警察署においても、管内自治体の地域公共交通活性化協議会等へ参画し、平素から情報提供や積極的かつ効果的な意見交換に努めるなど連携を密にしているところであるが、全県的には多くの自治体が積極的に対策に取り組んでいる反面、整備が遅れている自治体もあることから、自治体首長が出席する会議の席上、直接、公共交通機関の充実に関する協力依頼を行うとともに、書簡を発出したところである。

警察署長にあつては直接、自治体首長と面談、働き掛けを行い、公共交通機関等の充実などにより、運転免許がなくても高齢者が安心して暮らせる環境を整備し、免許返納をしやすい環境づくりを推進すること。

## 5 先進安全技術等の活用

交通事故分析の結果等から、自動ブレーキや、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術の活用は、高齢運転者による交通事故の防止及び被害軽減に効果があるものと期待されることから、安全運転サポート車（自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車をいう。）について、運転免許センター等の警察施設を試乗会等の実施場所として提供したり、自動車教習所等に協力要請を行ったりするなど、その普及啓発に係る各種イベントが円滑に行われるよう協力するほか、関係機関・団体

等と連携しながら、安全運転サポート車の更なる普及啓発に努めること。

## 6 留意事項

75歳以上の高齢運転者に対しては、認知機能検査やその結果に応じて医師の診断を義務付けるなどの措置が講じられており、今後も、現行制度を適切に運用し、高齢運転者に対して必要な措置を講じていくという方針に変更はない。

一方、全国的な傾向として、特に80歳以上の運転者による死亡事故がより深刻な情勢にあり、当県でも死亡事故件数に占める割合が高い水準にあることから、80歳以上の高齢運転者に重点を置いた、ドライブレコーダーを活用した安全指導、頻回交通事故惹起高齢者に対する訪問指導、高齢者が起こした交通事故現場での交通安全指導及び運転適性相談の充実・強化などにより、加齢に伴う身体機能の変化が運転行動に及ぼす影響や、身近な道路に潜む危険性について高齢運転者の自覚を促すことにより教示し、更なる安全運転意識を向上させ、交通事故防止を図るとともに、運転免許証の自主返納を促進すること。

### 【継続措置状況】

継続日：令和4年11月14日

継続期間：令和9年12月31日